

平成 2 7 年

第 4 回西原村定例会会議録

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 7 年 第 4 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1 2 月 8 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
1 2 月 9 日	水	休 会		
1 2 月 1 0 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） 	
1 2 月 1 1 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第56号～第63号、諮問第2号） ・組合議会報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続審査（調査）申出書 	

提 出 議 案 等

(平成27年12月8日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第56号 | 西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 議案第57号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第58号 | 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第59号 | 平成27年度西原村一般会計補正予算(第5号)について |
| 議案第60号 | 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第61号 | 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第62号 | 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第63号 | 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

目 次

第1号（12月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（議案第56号～第63号・諮問 第2号）	5
日程第 5 休会の件について	9
散 会	9

第2号（12月10日）

議事日程第2号	1 1
応招議員氏名	1 2
出席議員氏名	1 3
事務局職員出席者	1 3
説明のため出席した者の職氏名	1 4
開 議	1 5
日程第 1 一般質問	1 5
（上野正博）	1 5
・中央簡易水道の現状について	
（田島敬一）	1 9
・保育士の勤務条件について	
・TPPの「大筋合意」について	
・泉力跡地利用について	
（西口義充）	2 6
・阿蘇行政地域で婚活サポートセンターの設置を	
散 会	3 2

第3号（12月11日）

議事日程第3号	3 3
応招議員氏名	3 5

出席議員氏名	36
事務局職員出席者	36
説明のため出席した者の職氏名	37
開 議	38
日程第 1	議案第56号 西原村個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の制定につ いて	38
日程第 2	議案第57号 西原村税条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	41
日程第 3	議案第58号 西原村介護保険条例の一部を改正す る条例の制定について	43
日程第 4	議案第59号 平成27年度西原村一般会計補正予 算(第5号)について	47
日程第 5	議案第60号 平成27年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算(第2号)について	57
日程第 6	議案第61号 平成27年度西原村介護保険特別会 計補正予算(第2号)について	58
日程第 7	議案第62号 平成27年度西原村後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)につ いて	59
日程第 8	議案第63号 平成27年度西原村中央簡易水道事 業特別会計補正予算(第2号)につ いて	60
日程第 9	諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて	62
日程第10	組合議会報告	62
日程第11	委員会報告	63
日程第12	委員会の閉会中の継続審査(調査)申出書について	63
閉 会	63
署 名	65

第 1 号 (12月 8日)

平成27年第4回西原村議会定例会会議録

平成27年12月8日、平成27年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年12月8日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（議案第56号～第63号・諮問第2号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成27年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、西口義充君、5番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月2日に行われました議会運営委員会でも本日8日より11日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より11日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条のただし書きの規定により、議員の派遣についてを報告します。

去る11月19日に平成27年度町村議会広報研修会に広報調査特別委員会委員5名で参加しました。熊本日日新聞社NIE専門委員、熊本大学客員教授、越地真一郎氏を講師として、実際の広報紙に修正を加える形での研修など、今後の「ゆうすい」作成の参考になりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成27年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

毎年思いますが、12月はその声を聞くだけで何かと慌ただしく感じる時期になったと実感しております。常日ごろから議員各位におかれましては、それぞれの立場において公私にわたりご活躍のことと察するところでもございます。

平成27年は、国におきましては安全保障関連法が成立をいたしました。今後、自衛隊の活動がどこまで対応するのかを心配する声も聞かれますが、国

益と照らし合わせ、安全な後方支援となることを願うものであります。また、TPP問題につきましては、後日一般質問が予定されておりますので多くは語りませんが、大筋同意されたからには国民の懸念と不安を払拭するための対策を国の責任で講じていただき、経営所得安定対策等をきちんと作り上げることが必須と思うところであります。これからの政府の対応と施策を注視してまいりたいというふうに考えております。

村内におきましては、村の行政情報、個人情報が一職員のハードディスクやパソコンに存在するという、過去に経験したことのない大きな問題が発生いたしました。村民の方々を不安に陥れ、広く行政全般に対する信用を失墜する行為であり、誠に申し訳なく思っております。なお、本人から退職願が提出され、11月30日付で退職を認めました。今後は二度とこのようなことが発生しないよう職員の意識向上を図り、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

次に、総合体育館につきましては、現在、基本的な設計が出来上がりつつありますので、実施設計に入る前に議員各位に説明をさせていただきたいと考えております。今会期中の全員協議会で素案をお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回の事業は、総合体育館を含む西原村運動公園整備事業で、国が進める「小さな拠点」づくり及び村づくりであります。さらに阿蘇くまもと空港の九州における大規模広域防災拠点と連携した村の防災拠点の整備であり、健康づくりの拠点と併せ、地域住民との交流及び子育て支援の場としての公園整備でもあります。地域創生としての本村の豊かな生活環境の創生と、本公園を拠点とした交流人口の増大を図る施策として、大変重要な事業と位置づけています。

資金面につきましては、国の平成28年度予算編成作業が今月中に行われますので、再度関係省庁に予算要望のため上京したいと考えております。

今後の予定といたしましては、平成28年度で造成工事、平成29年度、平成30年度で体育館を建設し、平成31年度の完成を目指して来年度から本格的な工事に着工したいと考えております。

何十年に一度という大事業であります。議員各位には格段のご指導とご配慮をお願い申し上げます。

今年も残すところ20日余りで新しい年を迎えますが、今後とも安全・安心な村づくり、そしてみんなに愛され、みんなが憧れる西原村を目指して努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第56号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明いたします。

西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につい

ては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、新たに個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を条例により定める必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第57号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の西原村税条例の一部改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、西原村税条例の一部を改正する条例を再度改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第58号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の西原村介護保険条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成28年1月から個人番号の利用が開始され、関連する介護保険法施行規則の改正に伴い、西原村介護保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第59号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,039万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,565万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の国庫支出金3,209万2,000円の増額補正、民生費県負担金、農林水産業費県補助金の県支出金436万7,000円の増額補正等でございます。

歳出につきましては、民生費で1,574万5,000円、衛生費で568万4,000円、農林水産業費3,469万1,000円の増額補正等でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第60号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,634万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金726万9,000円の増額補正、諸収入535万5,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、保険給付費1,966万円の増額補正、予備費を723万7,000円減額補正する

ものでございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第61号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,146万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳出につきましては、保険給付費に600万円の増額補正、予備費を601万3,000円減額補正するものでございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第62号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,929万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金131万4,000円の増額補正をするものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に131万6,000円を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第63号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,026万円と定めるものでございます。

今回は歳出のみの補正で、営業費用業務費27万8,000円の増額補正、予備費を27万8,000円の減額補正を行っております。

詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員の須藤文代氏が平成28年3月31日に任期満了となるため、新たに内田久子氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたしましたのは、議案8件、諮問1件、合計9件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

議案第60号で補正予算第2号を第3号と申しましたので、第2号でございますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

- 議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。
日程第5、休会の件についてを議題とします。
お諮りします。明日9日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日9日は休会とすることに決定しました。
以上で本日の議事日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は12月10日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。
本日はこれをもって散会します。

午前10時16分 散会

第 2 号 (12月10日)

平成27年第4回西原村議会定例会会議録

平成27年12月10日、平成27年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年12月10日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は各々40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、40分以内と決定します。

受領番号1番、5番議員、上野正博君、件数1件、発言を許します。

（5番議員 上野正博君 登壇 質問）

○5番議員（上野正博君）おはようございます。5番議員、上野正博です。

先般通知しておりました中央簡易水道の現状についてお尋ねします。

昨日、議員全員で村営水道施設現地視察を行いました。この件につきましては、9月議会の決算審査意見でも述べましたが、また宮田議員からも1カ所の水源が供給過剰になった場合の対応策はあるのかと質問されました。それに対して、バイパス配水管があるのでもう1カ所の水源から補うことが出来るということでありました。一応安心はしましたが、新たに質問いたします。

4項目とも関連しておりますので一括して質問いたします。運営状況においては2,000万円の黒字を出しておりますが、これからが大変厳しくなるのではないかと思います。まず、秋田原水源が昭和51年にボーリングされ39年が経過しております。医王寺日向水源が昭和44年で46年の経過となっております。ここの導水ポンプはかなりの錆がきておりましてちょっと心配になりました。大峯水源は平成6年度ですのもまだ安心であります。秋田原水源下である布田地区の配水管は鉄管であります。かなりの老朽化が進んでいます。漏水修理も何度もされたようで、そろそろ村内の配水管交換時期にきているのではないのでしょうか。その場合、かなりの予算費用が必要と思われれます。そのための目的基金は考えられないのでしょうか。差し迫った状況に近づいてきていることは確かであります。

また、本村はありがたいことに毎年、人口が増加しております。それに伴い給水人口もふえていきます。現在、給水計画人口は3,920人に対し、給水人口は3,932人です。オーバーしております。このようになれば新たな水源が必要ではないのでしょうか。それとももう一つ大きな配水池をつくるだけで事が済むのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

上水道についてお尋ねします。給水人口が5,000人を超えると上水道に変わると聞きましたが、簡易水道から上水道に変わった場合、運営自体が今までと異なると思います。ほかに費用面などどのようなことが生じるのでしょうか。本村の将来の給水人口予測では、平成31年の給水人口は4,950人と予測データが出ております。5,000人突破ももう数年でやってくるでしょう。私たちはこの状況をよく認識していなければならないと思います。

次に、組合水道との統廃合の現況についてお聞きします。これは大変難しい問題ではありますが、給水水道も組合水道のほうも老朽化が進んでいるのではないかと思います。補助金で修理されているうちはよいのですが、将来、補助金が打ち切られることも考えられます。統合を前向きに考えてほしいものであります。以上、お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

中央簡易水道の現状についてということで4つの項目がございます。まとめの質問というふうに思います。上野議員におかれましては、監査委員もされておりますので、河原、秋田原にある中央簡易水道施設の現状を把握されております。その現状を心配されての質問というふうに捉えております。そしてまた、こういった状況でございます。ありがたい質問というふうに捉えております。

議員が心配されますように、秋田原水源につきましては昭和51年に1号井、深さ150mの給水ポンプ施設、昭和52年に2号と、同じく深さ150mの給水ポンプ施設及び送水ポンプ設備、送水ポンプ室、RCづくりの316㎡の第1配水池が完成をしております。昭和53年5月10日より正式認可を受け、給水を開始しております。従いまして、ポンプ施設配水管との設置から38年あるいは39年、約40年が今申されましたように経過をしております。

ご指摘の配水管につきまして耐用年数を調べてみましたが、配水管は昭和50年代当時ですので鉄管、VP管で布設され、その耐用年数は25年ということでございます。現在その耐用年数を大幅に超えております。なお現在、主に使用しておりますHIVP管、ダクタイル鋳鉄管の耐用年数は40年でございます。その老朽化の実情を裏づけるように平成26年の中央簡易水道の成果についての有収率は78%という結果が出ております。本年度も漏水箇所の補修を行っておりますので、平成27年度の有収率は少し改善されるというふうに思っております。過去の有収率を調べていましたところ、平成24年度には83.5%でありましたが平成25年度には76.6%に落ち込み、平成26年度の漏水調査及び補修を行いました。78%までしか回復をしておりません。平成23年度末ですが、熊本県全体の簡易水道の平均有収率は83.5%でありますので、せめてこの数字までは有収率を戻したいと、いやそれ以上というふうに考

えております。そのためにも秋田原を水源とする耐用年数を過ぎている配水管の交換は必要であるというふうに捉えております。今後もその布設管替を計画を立てながら実施しなければならないというふうに思っております。

次に、議員ご指摘の給水人口でございます。計画給水人口を今のところ12名オーバーしている件につきましても漏水対策とあわせ平成26年度の監査委員さんからの決算審査意見書において事業計画の見直しが必要であると思われるということで指摘を受けております。配水の現状ですが、給水人口は計画給水人口をオーバーしておりますが、配水量は不足しているわけではございません。平成26年度の1日当たりの最大配水量は1,853 m^3 であり、計画の1日最大給水量2,226 m^3 をまだ超えていないのが今の現状でございます。中央簡易水道は昭和53年5月より給水を開始しておりますが、高遊地区の開発と人口増加が見込まれましたので、平成7年に水源の変更、給水量、給水区域の拡大のため変更許可を受け、平成8年に大峯地区に新設の水源を求め、1日当たり800 m^3 の取水が可能となり、平成10年度に給水量及び給水区域の拡大を行うため、第6回変更認可申請を行っております。その際に目標年度の平成20年度までに計画給水人口3,920人、計画1日最大給水量2,226 m^3 で許可を受け、現在に至っておるのが現状でございます。

その後、簡易水道の統合を進める国の指導によりまして、平成21年度に西原地域水道ビジョンを作成しております。その中で統合後の計画として、平成31年度までに給水人口を4,950人、先ほど申されましたように1日最大給水量2,640 m^3 との予測を立てております。ビジョンの中で事業計画といたしましても老朽化した配水管の更新事業を行うこととしております。しかしこのビジョンにつきましても西原村の人口が右肩上がりに増えているときの計画でございましたので、現状を踏まえ、本年度、給水区域の変更許可申請事務にかかわる委託調査の中でボーリングの必要性や配水管の更新についても再度協議を行っていきたいというふうに考えております。

それから、給水人口5,000人を超えた場合という内容の質問でございますが、そうなった場合、格上げになった場合はどのような費用負担が生じるかというお尋ねであったかと思えます。簡易水道は計画給水人口が101人から5,000人以下の水道のことでございます。計画給水人口5,001名以上から上水道となり、給水人口100人以下の場合は飲料水供給施設というふうに名称がついております。

現在の簡易水道から上水道に格上げになった場合の大きな違いの中の一つに公営企業法の適用を受けることになるために公営企業会計の導入がされます。施設の減価償却が発生をいたします。このため、当初は固定資産台帳整備のための資産調査が必要となり、相当の委託料が発生をいたします。また、毎年減価償却を計上せざるを得なくなり、そうなれば水道料金の見直しが必要となることも予測をされます。なお、現在の簡易水道事業における起債の

償還金は平成38年度まで残っており、平成26年度決算審査意見書でもご指摘を受けましたが、償還金が支出全体の42.3%を占めております。今後、国からの補助金は水道組合の統廃合を進めないともらえない状況になる可能性がございます。そうなれば大変厳しい財政状況になると考えております。そのためにも今後、統廃合についての議論もさらに深めてまいりたいというふうに考えております。

それから、水道組合との統廃合の現状についてという質問でございますが、水道組合長会議を開催しておりますが、現在、各水道組合から統合申し入れはあってはおりません。原因としましては水道料金の値段の格差が大きすぎるということが大きい要因というふうに思われます。しかしながら、今後のことを考えますと施設の老朽化等による施設の維持管理が難しくなり、施設の更新等にも多大な費用が発生するというふうに思われますので、各組合におかれましても水道料金の値上げ等が予想されるのではなかろうかなというふうに思います。このようなことがあり今後も統合についても議論をさらに深めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○5番議員（上野正博君）今、答弁の中に差し迫ってボーリングするまず必要はなさそうということでございます。

今、布田あたりの配水管が鉄管でありまして、冬はこれは凍結して、そして解けて水を水道を出しっ放ししとくと最初、出始めが真っ赤な赤錆が二、三分ぐらい出るんですよ。そして気のせいかどうかわかりませんが、余りお茶なんかがおいしくなくて、そういうところからきておるかなというふうに感じております。出来るだけ早くやっぱり鉄管は古いほうは徐々に配水管の交換をしていただきたいと思います。以上でございます。

先ほど質問いたしました、そのための基金ですね、どのくらいのお金がかかるものかということ、今、鉄管だけを全部取り替えるといったらどれくらいだけの費用がかかるのか。そのためにはやはりそのための目的基金というのを用意していただくほうがよいのではないのでしょうか。

それから、また大塚牧場あたりの今まで畜舎があったり建物があったりしたところがもうなくなったりして地上がもう非常に荒れております。その下にはもちろん畜舎があったところだから配水管はあるのだらうと思いますが、その配水管の位置がわかるのかどうか、確認とれるのか。もう一度あの辺の周辺の配水管の位置を総点検する必要があるのではないのでしょうかと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）赤錆が出るということは中に錆があるんじゃないかな、それを想像されるわけでございます。確かに布設替を今後、計画を立てながらやっていきたいというふうに思っておりますけれども、今申されましたように道に入っておるのはやはり公有地、公道あたりに道路の中に布設を

しなければならないと、今後はですね。布設替にかかる費用はというお尋ねでございますけれども、布設替が約1億四、五千万円ぐらいは必要じゃなからうかなというふうに思っております。それから配水池のタンクも約1億円ぐらいかかりはしないかなというふうに思っております。実は平成27年度の政府補正予算に対する要望という中で、これは自民党でありますけれども、その中に自民党を経由して県に行き、県からまた国のほうに行くというパターンになると思いますけれども、その中で予算要望は今ちょっと出しております。平成27年度の補正予算の中です。やはり我々も定住促進や或いはそういった諸々のことを考えるならば、やはり水道管、口に入れる水でございますので、より安全な水を供給しないとならないというふうに、そしてまたそれなりの量も確保しないとならないというふうに思っております。そしてまた今後、人口増も、昨年度は20名減少しましたがけれども、またふえるようなことになるというふうに私は思っておりますので、そういったことも含めて水の安定供給を図るためにも進めなければならないということで、この前も先週そういった会合がございましたので、その中に要望書を上げておるのは事実でございます。これが即予算化して事業に取り組めるかということはまだまだ不透明でございますけれども、多額の財源が伴いますので、今後もそういった事業等にあるならばそれに絡めていきたいなというふうに思っております。村の財源ばかりでなくしてそういった補助金等も活用しながら進めるならばと、それにはまず計画を立ててやらなければ補助金等の対象にもなりませんので、そういった統合計画をしながら進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○5番議員（上野正博君）何分、金要りのことばかりでございまして、総合体育館、学校のプール、そして今言いました簡易水道の件、もう何分、大きな費用負担ばかりでございまして、村長もこれまでに一生懸命、借金を減らして貯金をしてこられました。自分の公用車ももう中古から買って十何年乗っておられます。また車検もきれっております。本当にありがたいことで辛抱人でございますが、やはり簡易水道というともう住民の生活の基盤ですので、もう悪いところから少しずつ直していただけるように要望いたします。以上です。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、10番議員、田島敬一君、件数3件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。田島敬一でございます。一般質問をさせていただきます。

3項目ありまして、その第1番目でございますが、保育士の勤務条件についてです。

現在、保育士、保育園に入ってこられる対象の子どもたちの中で待機児童というのは大幅に減少している状況でございますけれども、保育士さんの中で正職、それと非正規と申しますか臨時という2通りの雇用形態で対応されておられると思います。その中でやはりこれから先、子どもたちも増えてこなくてはならないし、そのためには保育士を安定的に確保して子どもたちがすくすくと成長していけるように、そのような体制をつくり上げる必要がないかと思っておりますけれども、現在、近隣の町からも保育士が来ておられるという状況の中で、正職は通勤手当があるにしましても、毎日毎日、村外から通って来られる保育士さんの正職でない方々にもやはり子どもたちを預かっているというその責任の重さから通勤手当などを設けて、優秀な保育士を安定的に確保できるようにしてはどうか。この点、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

保育士の勤務条件についてということでございますが、保育士を安定的に確保するために通勤手当を設けてもよいのではないかというご質問でございます。保育士につきましては、10月に正職員2名を採用させていただいたところでございます。まず、現在の本村の非常勤職員、臨時職員の数について申し上げますと、非常勤職員は役場庁舎部局に11名、保育園に18名、学童保育に13名、子育て広場に4名、学校の調理師2名、教育支援8名、生活支援6名の計62名、臨時職員が保育園に11名となっております。その中から村外から通勤されている方は、保育園で大津町、菊陽町、阿蘇市からそれぞれ1名と教育支援で益城町から通勤されている方が1名おられます。臨時職員については通勤手当を支給することができますが、非常勤職員につきましては、給与法第22条の第2項の中で、常勤の職員の給与と均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされておりますが、通勤手当は支給することができないとなっております。ただし、規則等で別に定めることにより、通勤手当相当額を非常勤の報酬の額に加算して支給することはできます。このことについて県下の各自治体を調査しましたところ、半数ぐらいの自治体で、臨時職員及び非常勤職員に対し、通勤手当または通勤手当相当額を支給されているようでございます。

平成25年4月に派遣法の改正と民間のこうのとり保育園の開園等もあり、にしはら保育園にこれまで派遣保育士として来ていただいた方々を臨時保育士に切り替えております。派遣保育士には通勤手当を支給されておりましたが、村では臨時保育士について通勤手当を支給しておりませんでしたので、にしはら保育園の担任、副担任を受け持ってもらっている臨時職員につきましては、通勤手当相当額を考慮し、賃金の引き上げを実施したところでございます。しかしながら、通勤手当は非課税でございます。通勤手当相当額を

報酬に加算することとなる非常勤職員の中には、扶養控除の範囲内で勤務を希望される保育士もおられます。報酬額を抑えるために勤務時間を減らされることも予想されます。そうなりますとますます保育士の確保が厳しくなるのではないかと心配するところでもございます。

本村の場合、保育士の賃金は近隣町村と比較しましても高いほうであるというふうに思っております。ご質問の通勤手当の支給につきましては、定期監査の中で監査委員さんのほうからもお話がっております。これを機会に再度、近隣の自治体の調査を行い、また平成27年10月17日から熊本県の最低賃金の引き上げも行われておりますので、保育士だけではなく全部の非常勤、臨時職員の賃金のあり方、手当のあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）何にしても西原村の子どもたちは将来の西原村を背負って立つ人材、その育成の始まりでございます。今、村長が言われましたように、これからの検討で周辺町村ともぜひ見比べまして遜色のないような形でぜひ検討していただけたらと思います。

それでは次、2番目です。TPPの大筋合意というのが先般アトランタにおいて発表されましたけれども、この内容が非常に全国の農畜産業ばかりでなくて西原村内にも与える影響が大きいのではないかとということで大変心配をしております。何しろ関税が国の税収40兆円のうちの1割、4兆円のそのまた大部分が関税撤廃などによりまして失われるということになりますと国の税収も減り、そういった中でカバーして農業生産者を守っていくとするには、どこから財源を持ってきたらいいのかという大変苦しい財政運営ではなかろうかと考えております。

そうした中でその分、例えば消費税を上げるとか社会保障の削減だとかいろいろと私たち一人一人の暮らしにも関わることが起きてくるのではないかとというふうに考えております。その点、余りにもこれまでの国会での決議などにも反して合意が進み過ぎ、譲歩がし過ぎという状況であります。そういった中で西原村の農畜産業、これは本当に大丈夫なのかどうか、それをまずはお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）TPP問題の大筋合意についてということでございます。私も提案理由で若干申し述べさせていただきましたが、大変、私のほうも心配をしておる問題でもございます。議員もご承知のとおり、TPPについては去る10月5日、アメリカ、アトランタにおきまして参加12カ国の大筋合意に至っております。この合意の中には農林水産業で大きな影響があると言われております重要5項目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の原料にも含まれ、これらについては10年を超える期間にかけた段階的な関税撤廃や輸入枠の拡大が行われる予定となっております。

この合意を受けて政府は先月25日に総合的なT P P 関連大綱を決定し、平成28年秋をめどに我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策やT P P の影響に関する国民の不安を払拭する政策について、その具体的な内容を詰めるとされております。その中の農林水産業分野においては農政新時代を掲げ、体質強化対策としての攻めの農業への転換と重要5項目関連で経営安定、安定供給のための備えが打ち出されています。

ご質問の西原村への影響でございますが、本村においては、議員の質問にもありますように、畜産業への影響を特に懸念しているところであります。村には牛の繁殖肥育農家、養豚農家、酪農家の方々がおられますが、海外の安い牛肉や豚肉が輸入されますと牛肉や豚肉の価格低下による農家の収入の影響があるのではないかと考えております。酪農家につきましても海外の安い乳製品が入ってくれば、主に加工向けであった北海道の生乳が牛乳として出荷され、生乳の価格低下につながりはしないかとも考えております。いっとういった影響が出るのか今のところ予測不能であります。国のT P P 関連大綱で示された農業分野の国際競争力を促す提起については、専業農家の高齢化や兼業農家が大半を占める本村では厳しいものがあるというふうに思われます。

一方、担い手の育成、確保や生産性の向上等による農家の体質の強化、競争力の強化は不可欠であります。村としましても自民党県本部を通じ、政府に対し早急な具体的な対策を示していただきたいというふうに今、要望を出しているところでございます。

なお、現段階における具体的な要望事項では、人・農地プランに位置づけられた中心的な農家経営の改善を目的とした農業用機械・施設の導入に助成を行う経営体育成支援事業について事業の要望を行っても申請の一部しか予算の配分がない状況を改善するため、要望の増加に対する予算枠の拡大を要望しております。

また、畜産分野については、主要農家の高齢化や後継者不足、さらには配合飼料の高騰等により畜産農家の減少が進んでおりますが、当村では未来指向型の畜産農家に対する生産基盤の拡大強化を目的に、平成27年度の6月議会にて補正を組ませていただきました畜産競争力強化対策整備事業、畜産クラスターであります。を活用した施設整備に取り組んでいるところでもございます。しかしながら、このところ建設資材、人件費等の高騰により、国が定める基準事業費では施設整備に要する個人負担が大きくなる状況でもございます。畜産農家の負担軽減のために基準事業費の見直しを要望もしているところでもございます。

このT P P 問題につきましては、12月2日に開催されましたJ A熊本県大会でも完全撤廃による農家の所得減少や新たな負担を強いられることがなく安定的な農業経営が継続可能となるよう、予算の確保、万全の国内対策を講

じることを求めるTPP対策運動の継続、強化に関する特別決議が採択をなされております。この問題につきましては、農家への影響を軽減するため、国の新たな補助事業と国の施策の動向を注視し、村としてもしっかり対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）アトランタで大筋合意をされた10月5日ということでありませけれども、これはあくまでも大筋合意ということでありまして、これは参加国の中のどれか1カ国でもやめたということになりますとこれはぼんやりしてしまうというような性格でありまして、また国会決議にも大いに反して大幅な譲歩をしているというようなこともありまして、まだ国会で批准をしておりません、日本では。そういった中で条件闘争と申しますか国内対策だけを要望するという方向でなくて、それも大事かもしれませんが、そもそもこのTPP交渉の大筋合意ということ自体、これを批准しないようにと、反対であるという声を大きく上げていくべきではないかというふうに思います。なぜならば余にもこの合意がもたらす国内、村内の農畜産業への被害額というのが大変多いだろうと思いますし、またそればかりでなくて医薬品や建築、建設、入札などさまざまな国内の制度についてもISDS条項というのがありまして、これは毒薬条項とも言われるものでございまして、自由貿易を阻害するというような国内や地方での制度がありましたら、それに対して損害賠償を外国の企業が訴えるということができるとというのが盛り込まれております。そのために国が多額の損害賠償をせないかんというようなことにもなりかねなくて、訴えるぞという脅しがあったと同時にずるずると譲歩していくというようなことがもう既に韓国でございませけれども、米韓FTAというTPPと似たようなものがありますけれども、そこで地産地消ということで大変力を入れていた韓国、例えば学校給食。きのう山西小学校を視察に伺いまして、できるだけ村内の農畜産物を活用するだとか県内、また国産、これを重視して子どもたちに提供するだとか、こういった取り組みも韓国はやっておりましたが、ソウルですけれども、米国から訴えるぞと言われてまして裁判になったらこれは負けるだろうということで泣く泣く米国側の要求にに応じてしまったというような状況も漏れ聞いております。これは先般、城南町で行われました東京大学の教授であります鈴木宣弘先生が詳しくこのような資料を持って述べておられました。大変影響の大きいTPP交渉、これに対してぜひ自民党は公約をやっていたわけですから公約に基づいてこれは批准すべきじゃないと、こういう声こそを西原村から上げるべきではないでしょうか。その点いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）大筋合意といわれてもまだ決定ではないと申されませけれども、このことは国の方針あるいは政策であって、私ども一町村がどうのこうのじゃなくして国が決めることであれば我々は従わなければならないと

いうふうに思っております。その対策としても今、自民党とか自民党の中の農林水産戦略調査会、あるいは農林部会といったところでこの農林水産分野におけるTPP対策ということで農政新時代という項目でいろんな対策を講じられております。大筋合意ということは決定ではないけれどもほとんどこれでいくというふうではなからうかなと我々はそう思っているところでもございます。

国の今後の政策方針を見守っていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○10番議員（田島敬一君）アメリカのアトランタにおきます交渉などにおきまして、ほかの国の交渉担当者から日本はどうしてこんなにこれほどまでに譲歩するのかという驚きの声が出るぐらいに日本が率先的に譲歩して、それを他の国を何とかまとめると、そういう役割を果たしたということが漏れ聞こえております。食生活におきましても日本人は安ければいいというふうに消費者としては買う傾向があるように思います。そうなりますと安い農畜産物などが入ってきたときに、もう本当にこれは大変な農業が危機になると、日本の自給率はますます低下してくると。現在でも39%と言っております。これがもっと低下するということは、ナショナルセキュリティー、これこそ国家の安全保障に大きく関わる問題であるということから、ぜひとも反対していただきたいと思っておりますし、また私たちも多くの農家の方々と声を合わせていきたいと考えているところでございます。そのことを申し述べまして、次に移ります。

泉力の跡地利用についてということでございます。先般、皆さんご承知のとおり村が競売を落札いたしまして、その後、どのような利用の方法をするかということについて、本来ならば多くの村民にもアンケートをとるなどして十分に意見を聞いて声を聞けば、よしそれならば自分たちもこういうふうに協力しようというふうに村民ぐるみの村おこしと申しますか村の発展のための拠点としての活用ができてくるのではないかとこのように思います。ここに書いておりますけれども、一つはやはり適当な時期を設けて村民に対しての意見を求めるアンケート、これを設けるべきではないかというふうに思いますし、また、私のいろんな方から聞いての考えを申し述べますと、これから外からの受け入れ客、宿泊など、阿蘇がますますこれから世界遺産にでもなりましたら知名度も高くなるし、熊本空港には台湾や香港からもたくさん来てもらえるでしょうし、そうしたときに阿蘇の入り口として西原村が大きな役割を果たすのではないかと、そのためにはある一定の宿泊受け入れ体制、あるにはありますけれども、キャンプ場や農家民泊もあります。しかし何せ受け入れ人数と考えるとまだまだ十分とは言えないのではないかと。特に農家民泊というのは大変、私もこれは期待しております。ニュースで聞きますと、福岡などではいろんなことが外国からの客もふえて宿泊場所

が足りないということで急遽、民泊、こういうやり方もあり得るのではないかとということで検討されているやにテレビでは言うておりました。西原村ではせっかくの泉力跡地があり、そこには元々温泉施設でありましたので入浴施設的なものも存在していると思います。そういったものを生かしまして、入浴施設があれば周辺の農家民泊の方々もそこを利用できるし、いろいろと総合的に体系化できるのではないかとというふうに思いますので、これは個人の意見でございますけれども、ご質問をさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君） 3問目ということで泉力跡地についてという質問内容でございます。キャンプ場及び農家民泊は村内にあるものの、宿泊受け入れが弱いのが村の現状と。体験型の観光拠点として活用できないかという質問の要旨でございます。

泉力跡地につきましては、先般、購入いたしました泉力跡地にある建物の利用に関することであるというふうに思います。村といたしましては、まずあそこにあります建物自体がそのままの状態を利用可能なのかと、また手を加えるとすればどのくらいの経費を要するのかと、そういったことを十分精査した上で、今後の建物等の再利用対策等を検討すべきという考えから、7月初旬に建物調査を専門家に依頼をいたしました。

旧泉力の湯の全ての建物について耐震関係を中心に調査を行い、9月7日、その報告を受けております。調査した建物は、飲食店として利用されていた木造の平屋部分と2階部分、そして店舗2棟、浴場、倉庫、ロッカー室の6件でございますが、残念ながら全ての建物が倒壊する可能性が高いという結論をいただきました。この調査報告の中で上げられた課題として、まず最初に、木造建築物については、現在の建築基準法の耐震強度を満たしていないことが問題と。用途を変更して再利用する場合も耐震補強工事にあわせ内外装の改修工事が必要になる。ロッカー室の廊下には温泉配管ピットがあり、再利用に当たっては新たな基礎部分の補強も必要になると。

2番目に、浴室等については、木造小屋組と屋根の腐朽が著しいことから、再利用に当たっては屋根の改修が必要となる。また浴槽があり、設備面でも特殊であることから、内外装の改修に問題点も多いと。そして最後のまとめでは、これらの建物を公共性のある建物として再利用することは、耐震補強工事及び改修工事に要する費用対効果の面からも厳しいと考えるとのことでございました。

今回、田島議員が提案されておりますキャンプ場及び農家民泊は村内にあるものの、宿泊受け入れが弱いのが村の現状でもございます。体験型の観光拠点として活用できないかとなりますと、宿泊施設等を目的とした公共性の高い建物となります。最後のまとめにありますように、公共性のある建物として再利用することは、耐震補強工事及び改修工事に要する費用対効果の面

から厳しいと考えるとの記載から判断しますと、再利用については費用対効果の面からも厳しいものがあるんじゃないかなというふうに思っております。

村といたしましては、周囲の雰囲気や景観等になじみ、村の発展に寄与する用途で自らの費用で改修が行える企業や団体等がないかとも考えておりますが、今後この跡地利用の課題につきましては、議会とも相談しながら、村の発展に資する利活用対策を模索していきたいと思っておりますので、今暫くお時間をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）答弁ありがとうございました。今伺っていますと大変、耐震基準とかいろいろ厳しい、費用対効果ということで厳しいということでございます。大変残念なことでございますけれども、村長が言われましたように、何とかあそこは地理的には絶好の拠点になり得る所でありますし、また景観も大切畑の堤だとか大峯山の紅葉だとかいろいろと活用できる可能性があるんでないかというふうに思いますので、村長が言われましたように今後も慎重に検討していかなくてはならないと思っておりますし、私自身もまた議員一同も頭を絞って考えていかなくてはならないと思っております。

村民が知りたいと思っていることでもございましたので、一般質問に取り上げてさせていただきました。以上で3項目の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。11時10分より再開します。

（午前10時57分）

（午前11時10分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、4番議員、西口義充君。件数1件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口です。質問をさせていただきます。

当村の人口減少は他の市町村と比べると少しは持ちこたえているかと思いますが、これからの村のことを考えると少子化は後には大きな問題であるかと思ひ、少子化対策の必要性を思う気持ちで質問させていただきます。

今回は阿蘇行政地域での阿蘇の婚活、出会いサポートセンターの設置はできないかと、これは独身者を応援するための質問であります。全国各行政地域で婚活イベントが行われています。当村も取り組んでやっておりますが、その後の結果等についてのお話をお聞きする中で結果的に厳しい状況とのことも出ておられます。以前から独身者のために婚活なるものを実施してまいっておりました。現在ここにおられます副村長、そして教育長も若いときからこの問題に取り組んでこられ、よく頑張っておられました。私もその中の1人として少しお手伝いをさせていただいた時期がありました。その中でも結果的には大変厳しいものだったと思っております。いろんな事情、問題等

が結果が出ないということはあるのではないかという思いであります。

今の独身者、前の時代と比べると少しは女性の方になれているかとは思いますが、やはり仕事に追われ女性との中、特に独身女性との接点が余り無かったりで話す機会が少ない人が増えているのは現実ではないでしょうか。婚活イベントに参加することも勇気が要りますが、参加することでよい体験になることもあります。そのような男性のためにももっと参加しやすくするために、また結果を出していくためにはイベントを行う前に体験型の研修、アドバイス、セミナーなどを行い、話の進め方、女性との接し方など取り組みやすい勉強も必要ではないでしょうか。また、イベント等においてもその中で一人一人フォローしていくということで結果が現われてくるのではないかと考えています。

各県の課題の中でやはり示されていますが、実施前のセミナーの必要性を痛感しているということです。また、イベントの前のマナーの講座開催、また、地元の市町が主催するイベントには周囲の目が気になって参加しづらいという声もあるため、市町の区域を越えて参加できるよう、市町が連携して事業に取り組む必要があるというような課題が出ております。

全国的にこの問題に対しては取り組みが盛んに行われておりますが、その中で一つ、熊本の荒尾・玉名結婚サービスセンターの内容をちょっとお話をさせていただきます。

荒尾・玉名結婚サービスセンター、2市4町の自治体で大きな成果を上げておられます。5年前に出来まして、これまで28組の成婚、今も30組が進行中というようなことであります。大変素晴らしいことであります。結婚に関する相談、婚活のイベント企画、そして参加者、結婚相談所へのアフターフォローなどが支援していく専門職であります。事務所の設置は長洲の方にあります。それは別の事務所でありますけれども、大変、結果を出しておられます。

今の独身者、その中で結婚を考えている人に夢を希望を持っていただくために行政がもう少し一歩踏み込んだ温かい手を差し伸べる応援が必要であると思います。

そこで村長にお伺いをいたします。現在、阿蘇の町村会会長として、また西原の村長として日頃から活躍をされていますが、独身者、その中でも特に結婚を希望される男性のために支援を目的とした阿蘇行政事務所で結婚、婚活センターの設置は出来ないかというようなことをお聞きしたいと思います。

また、教育課長もこれまでイベントに関わってきておられると思いますが、その中で結果等は聞いておりますが、その中で気づかれたこと、反省点や今後必要と思われたことがあると思います。それについて報告なりをしていただきたいと思います。村長、お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) お答えさせていただきます。

阿蘇地域で婚活サポート支援をということで内容的には出会いの場を提供するまでのイベント企画、参加者のアフターフォローを一括に行える専門職、事務所の設置をすることは出来ないかということと、2点目は人口減少、少子化は各市町村の大きな問題であると、一刻も早く取り組むべき問題ではないかという質問でございます。西口議員の村の発展、地域の発展の鍵を握る近年の人口減少、少子化に憂慮されてのご質問かというふうに思います。特に地方においては就職等の場が無く都会に出ていく若者も多く、残った若者も異性との出会いの場がなく、独身者として過ごされている方も少なくございません。

この問題については議会でも関心を持たれ、林田議員が平成24年第2回議会において結婚活動についてという質問事項で結婚相談所の開設や婚活イベント等の計画について質問されております。質問の中では晩婚化等に触れられ、出会いの場がない若者の支援を強く訴えられておりました。この質問については、翼の会等の活動を振り返りながら、まずは農業委員会等が主催する婚活パーティーや合同コンペの参加を提案したところであります。イベント等につきましては、教育長の方から農業後継者の問題として取り組まれている状況等が紹介されておりますが、最後の結論として近隣の民間施設が主催する婚活パーティーの活用等が効率もよく成立の確率も高いのではないかとこのように議論をさせていただきました。

今お聞きしますと阿蘇地域全体でのことということではありますが、村としての結論は、前回、林田議員にお答えしたときとそう変わるものではございませんが、今回の西口議員の提案は、民間と同様に専門性の高いスタッフ等によるイベントの企画やアフターフォローが行える事務所の設置の提案ではなかろうかなというふうに思います。確かに専門性が高く民間にも劣らないサービスの提供は一自治体ではなかなか厳しいものがあり、広域で連携して取り組む以外にはないかもしれませんが、ただ現在、高森町では社会福祉協議会内に湧あい世話やき隊という組織をつくられて活動をされており、また南阿蘇村では役場内に結婚相談所を設置し、議会代表、民生委員代表等からなる結婚相談委員を設けて活動が行われております。

西原村においては西原青少年山河塾主催で若手の役場職員、商工会青年部の方々、特に坂本議員、前回ご尽力をいただきましたが、そういった協力を得ながら平成26年12月と平成27年6月の2回、婚活イベントが行われました。数組のカップルが誕生していると聞いておりますが、まだ結婚までは至っていないようでございます。

このように各町村での取り組みがありますので、これからのイベント等の連携を意識しながら、先ほど申されましたように広域行政事務組合の議会に

において、その中で議論を深めていただけたらというふうに思います。幸い3名の組合議員さんがおられますのでお願いし、その中で一般質問等でもしていただきながら、管理者である佐藤市長にお尋ねするのも一つの手ではないかなというふうに思っております。

このことは今申されましたように教育委員会、あるいは企画商工課も関連しますので、それぞれの担当からも答弁をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

（教育課長 塚元利文君 登壇 答弁）

○教育課長（塚元利文君）お答えいたします。

先ほど村長の答弁にもございましたけれども、西原村におきましては平成26年12月21日と6月13日の2回、イベントを開催しております。西原青少年山河塾主催ということで坂本議員を中心にしたメンバーで開催されておられます。12月に行われたイベントにおきましては、男性18名、女性24名の参加で5組のカップルが誕生しているところです。また、6月に行われましたイベントにおきましては、男性13名、女性13名の参加でカップルが6組誕生したと伺っております。ただ、その後につきましては、まだ結婚まで進んでいるという形はないということでございます。ただ、個人的に連絡とり合っておられるということは一応お聞きしておるところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）西口議員、企画課長、いいですか。

○4番議員（西口義充君）企画課長も。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 答弁）

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの教育課長もお答えいたしましたけれども、私がちょっと調べるうちに感じたことを申し上げておきたいと思いません。

昨年の12月と今年の6月に西原ではカップルが誕生したということで伺っておりますけれども、いずれも結婚までは進んでいない状況にありますということで報告を受けております。西口議員の質問の中で阿蘇地域の婚活サポート支援を、またアフターフォローを行える専門職ということでありまして、私といたしましてはその辺の結婚サポート、またはアフターフォローについては大事な事かなというふうに感じております。

ある町村の課長さんとちょっとお話する機会がございまして、その中で私の中でちょっとお話をさせていただきますけれども、イベント等を行ってせっかくカップルができ上がっても男性側の積極的な行動がないので長続きしないと、もっと積極的に行動してもらいたいと。何かみんな照れくさいのか大人しいのか出会いからの先の対応等に対してフォローアップしてやらな

いと本人たちだけではなかなか進展が見られない状況にありますと、誰かの手助けを待っているようにしか見られませんというふうに話しておられました。いろんな自治体で結婚イベント等は行われていますが、出会いの機会を作っても、またせっかくカップルが出来てもそれから先がなかなか進展しないことに対しては、根本的に男性が大人しくて積極性が足りない部分はあるのかもしれないと、私はそういうふう感じております。男性に対してはもう少し積極性を身につけさせることも大事と感じておりますし、少しでも男性が積極的になるように事前に講習会等を行って、自らが積極的に行動し、いろんなイベント等に参加活動できるようにしてこそ自分たちの婚活イベントの開催する意義があるんじゃないかろうかというふう感じております。

今回の質問ではございますけれども、阿蘇管内の取り組みにつきましては、やっぱり阿蘇郡の広域行政でございますので、その辺についての質問にはちょっと私のほうから何とも言えません。以上でございます。

○4番議員（西口義充君）そうですね。結果的に課題はみんな内容的には一緒だろうと思っておりました。やはり農家の方、特に女性と接する機会は非常に少ないわけでございます。そういう中でいきなりぽんとそういうイベントに参加をしても結果が出ないのは当たり前じゃないかと思っています。やはり研修とセミナー、そういう中で阿蘇全体で取り組んでやることで本人たちも西原だけじゃなくていろんな方との情報交換もできますし、その中で研修が実績につながってやる気が出てくるんじゃないかなと思っています。セミナーもそういう女性に対しての接し方とか、やはり自分でやろうと思っても自分で考えても経験していない人は大変厳しいんじゃないかなと思います。やはりいろんな場に出て体験をさせる、そういう行政が先頭に立って取り組んでやれば、もっともって独身の若い者も考えて、俺たちのためにやってもらっているんだから我々も頑張らないかんとというようなことが芽生えてくるんじゃないかと私は思っております。

そういうことで村長、町村会の会長として阿蘇行政の中でぜひ全体で取り組んで、みんな、予算面もありますので、いろんなことをお互い情報交換しながら、いかにしたらもっとこの阿蘇全体がまとまっていくのかというのを考えていただきたいと、私はそういうふう思っております。

時間も大分あります。教育長も若いときから副村長もいろんな体験されておりますので聞きたいと思うんですけども、まず教育長の方から今までやったことの中で反省点をお願いします。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）今までやったことの反省点ということでありますけれども、最初に西口議員の方から紹介がありました荒・玉地区のそういった本当にそれはすばらしい実績だなというふう今、初めてお聞きして思ったと

ころであります。我々も過去にも一発イベント的なことばかりでしたので、西口議員から研修というような話も出ました。私も最近じゃなくてやっぱり背景に何があるのかなと思ってみますと、やはり地域づくりだと思います。当面する取り組みとしては当然、イベント的なものもこれはあります。ですけれどもそれはそれとしてやりながら、やはりもともとしっかりとした地域づくり、若者も含めた地域づくりの中でそれぞれが自分の自信を持つ、そして地域に自信を持つ、地域に誇りを持つこと自体をやっぱり長期的に進めていくことが行く行くはその自分の自信につながるんじゃないかと。当然、セミナーとか事前研修とかあります。そしてまた今、男女の機会ばかりじゃなくて、じゃ男同士のそういったコミュニケーションとか昔でいう青年団的なそういったつながりが男同士でも同性同士でもあるのかということ、それも非常に少なくなったと言われていています。そういった中から今、統計的にも友人、知人、同僚の紹介が3割か4割、4割までいかんと思いますが、結婚ではそういった統計が出ているというようにも聞いております。以前は見合いとか、50代、60代ですけれども。それと結婚した後、どうするかということで協調性を持ちながら、以前は見合いをしてそのとき初めて会ったという形でじゃ、家庭をどう作っていくかという協調性といいますか、その辺が以前はあったと。今は自分にふさわしい相手を選ぶということで何か家庭づくりじゃなくて自分の中のエゴみみたいなところもありますけれども、そういった結婚につながっているんじゃないか、いや、目指しているんじゃないかなというふうに思います。やはりまずは一緒になってからの恋愛時代の愛と家庭を持ってからの愛は違う部分があると思いますので、その辺をやっぱり先輩方と一緒に若い人たちにつなげていけばいいのかな、そのためにはまずいろんな地域づくりの会議だったり集会等を持つ。農業団体におかれましては産業課の方で名簿もあると思いますし、商工業におかれましては企画の方で名簿等もあると思います。やはり個人事業主が多いとか、そういった方に頑張っていただくことが地域のどっしりとした自営業ですから直接、村と接しますので、そういったところをしっかりと認識してもらいながら、我々が若いときはそうあったかどうかわかりませんが、せつかくですのでそういったことをつなげていければというふうに思います。以上です。

○4番議員（西口義充君）副村長もいろいろやってこられましたので。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（内田安弘君）ありがとうございます。同年代の子どもを持っている親としてもやはり非常に心配なことなんですけれども、今、教育長が言われましたように、確かに婚活の前にセミナー等を行って一時的に勉強するというのは非常に大事なことだと思いますが、やはりその前に社会に出て積極的に活動するというそういうその前の段階での活躍といいますか活動といいますか、それがやはり非常に今は不足しているんじゃないかなというふうに思

います。いわゆるコミュニケーション能力を高めるという中では、ただ単にセミナーだけで一朝一夕に出来るわけではありませので、若い青年、社会に出た段階からある面では地域で、それからそのいわゆる地域づくり活動というふうに話がありましたけれども、そういう場にやっぱり積極的に引っ張り込んで、その中でのコミュニケーション能力を高めたり積極的に活動する喜び、楽しみみたいな話をやっぱり醸成しながら女性との付き合い、ある面では魅力的にそれで人間になっていくと思いますので、そのあたりから婚活等につなげていけばよくなるのかなと。

もう少し若い人たち、ある意味じゃ高校生、大学生、それから地域にいる若い人たちの社会への参画そのもの自体をもう少し作れたらなというふうにも思います。以上です。

- 4番議員（西口義充君）いろいろご回答いただきましてありがとうございます。皆さんのお話の中でやはりいろんな体験をしながらやっていかなければいけないというようなことは皆さんご存じとっておりました。こういう婚活センターをつくることで企業等の支援等も結構出ております。いろんな資料を調べてみますと、企業支援のお願いもやり易くなるというようなことで、何かから手をつけていかないと、ただ情報を流してきていただくということは大事ですけれども、いろんな周りには企業等もあります。そういう中でそういうところには若い女性もたくさんおられます。企業にも応援していただいて行政でもっともっと取り組みやすいような形に持っていけば、また結果等が少しずつ出てくるんじゃないかと思っております。

この質問もやはりいずれ人口減少や子どもが少なくなるのは目の前に、だんだん少なくなってまいりますので、そういう中でこの婚活イベントを進めていくというのは非常に大事だと思っております。質問をさせていただきました。ぜひ村長、阿蘇行政内でこの話を進めていただいて、阿蘇は一つといつも話をされておられます。そういう気持ちで気合いを入れて若者のために独身者のために大いに力を発揮していただければと思っております。これで私の質問を終わります。

- 議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は明日11日午前10時より、議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前11時37分 散会

第 3 号 (1 2 月 1 1 日)

平成27年第4回西原村議会定例会会議録

平成27年12月11日、平成27年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成27年12月11日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第56号 西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第57号 西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第58号 西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第59号 平成27年度西原村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 5 議案第60号 平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第61号 平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第62号 平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第63号 平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 組合議会報告
- 日程第11 委員会報告

日程第 1 2 委員会閉会中の継続審査（調査）申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	槇 原 加 奈 子 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	泉田元宏君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	西山春作君
保育園長	園田久美代君

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第56号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

それでは、議案第56号を説明させていただきます。

議案第56号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定することとする。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため新たな条例を制定する必要があるため、本条例案を提出するものである。

次ページをちょっと開いていただきたいと思います。

今回の条例制定については、平成25年5月31日に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、住民票を有する全ての方に固有の番号、通称マイナンバーを付番することとしております。この個人番号を利用することで国・県・市町村等複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになります。情報の連携を行うことで年金や福祉給付等の申請時に必要な所得証明等の添付書類を削減し、村民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。法律では、国・県や市町村等西原村以外の機関との情報連携は法に定められた事務において情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができます。

しかし、市町村等が法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において、個人番号を利用する場合や個人番号を利用している事務において庁内同一機関内、例えば税務課と住民課等での個人番号をその内容

に含む特定個人情報の連携を行う場合は、条例を定める必要があります。このことは法律第9条第2項に謳ってございます。また、庁内他機関、例えば村長部局と教育委員会等との間で特定個人情報の連携を行う場合も条例を定める必要があります。これは法律第19条第9号に謳ってございます。

このようなことから、社会保障・税番号制度のメリットをより高め、西原村の内部でも個人番号を利用した情報の連携を可能とするため、今回の条例を制定するものであります。

それでは、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の主な内容を説明させていただきます。

第1条、趣旨については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとすを掲げております。

第2条の定義については、用語の意義を定めております。

第3条、村の責任については、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするを掲げ、第4条において、個人番号の利用範囲を定め、先ほど申しました庁内同一機関内の税務課、住民課等で個人番号の内容を含む特定個人情報の連携を行う場合、また、第5条において特定個人情報の提供を定め、村長部局と教育委員会等との間で特定個人情報の連携を行う場合等の利用範囲を条例で定めたものであります。

それぞれ第4条関係の別表第1、個人番号を利用する場合及び別表第2、特定個人情報の授受を行う場合、さらに第5条に關係の別表第3においては、特定個人情報の提供を認める場合と定めております。

第6条、委任については、規則を定めるようにしております。

附則として、平成28年1月1日から施行するというふうに、この条例を今回制定させるものでございます。

以上、議員各位におかれましては、ご審議の上、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

この個人情報、マイナンバー制度については大変危険性があるということで、前にも一般質問で述べたことがありますけれども、アメリカや韓国でも実際に個人情報が漏えい・流出するというようなことで、朴槿恵大統領自身

のものと思われる情報まで流出していたというふうなことが報じられているぐらいに、今本当にネット社会と申しますのは情報……

○議長（坂梨公介君）マイク。

○10番議員（田島敬一君）情報をとるといふ、またとられるということが、どんなにバリアーを厳しくしてもそれを乗り越えて情報がとられてしまうというような、上には上があるというイタチごっこといふか、そういう状況の中で大変危険である。そして、なりすまし犯罪というのが起こり得るといふ心配をしております。

また、先日我が家にも届きましたし、皆さん方のもとにも届いているかと思えますけれども、1つの世帯の番号が家にいる家族、またよそに出ている家族のナンバーも全部一緒に同じ封筒で届きました。一般質問でも申し上げたことがありますけれども、同じ1軒の家でも不仲であったり、ドメスティックバイオレンスであったり、これから兄弟同士で争ったり、いろんなパターンがあります。もう最初から秘密が漏れいしているというふうに言っても過言ではないと思えます。

そのようなことでこの制度自体に反対であり、また、住民に損害が起こった場合にいろんな利便性があるとは言われましたけれども、かえって損害を受けて損害賠償されるという危険性もありはしないかということから反対いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

田島先生が反対討論されまして、私は賛成側ということで討論したいと思えます。

今回のマイナンバー制度、昔言っていました国民総背番号制、名前を変えて出てきたわけでございますけれども、あと20日足らずで実施されていわれます。しかしながら、国策ということで本村もその国の中の一部ということになります。その中で私どもも若干懸念しているんですが、現行の申請のあり方、住民側からすれば証明を余分にとらなくて済むという利便性が出ております。ただ、質疑はしておりませぬけれども、現行のやり方等が1年間は続くということと、来年度、再来年、平成29年からはマイナンバーのほうが強くなるということになると思えます。その辺一番懸念される本人確認、委任状の確認等が非常にウエイトを占めるというところだと思えます。

情報の漏れいとかいふことが行政にあつてはなりませぬけれども、その辺を1年間の猶予期間の中で、現行法の中、今までの事務手続の中でその辺をもう一度洗い直しながらやっていただきたいという思いもありますので、ひとつよろしく行政側、執行部はよろしく願いしておきます。

国の施策の中で、やはり心配事、新たな法律を作れば、それなりに盲点は

出てきます。しかしながらその盲点を盲点になるべくならないよう、ミスを起こさないよう行政側がしっかりしながら、また最も注意しなければならない個人もいろんなところで自分のマイナンバー、民間同士が流用して使っていきますので、その辺も考慮しながら、このマイナンバー制度のこの条例自体は概ね正しいと、逆に言うと村内の20日後以降に始まる制度の中ではやっていかなければならない条例ということで、賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第57号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）おはようございます。

議案第57号を説明させていただきます。

説明の前に訂正をお願いいたしたいと思います。

条例案の第10行目、条例案1ページしかありませんので、1ページの10行目です。

「（同条例第15項に規定する法人をいう。以下固定資産税についても同じ。）」のところの固定資産税についてももの「も」を削除していただきたい。

それと、資料として先日委員会で配付しておりました改正する条例の概要の資料1のところ、議案番号を入れておりませんので、「57」という数字を入れていただきたい。

それでは、説明させていただきます。

議案57号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提出理由。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い村税条例の一部を改正する条例の一部の改正を行う必要がある。これが議案を提出する理由であります。

この条例改正案は、平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正

する省令が公布され、これに伴い平成27年5月21日に承認第2号で承認していただきました西原村税条例の一部を改正する条例（平成27年西原村条例第22号）を再度改正する必要が生じたためです。

この条例改正案は、施行期日が到来していない分の改正内容です、専決承認をしていただいた条例を改正しておりますので、一部改正条例の一部改正をするものと表現してあります。

改正内容につきましては、先日委員会で配付しております条例の概要、資料1と新旧対照表をご覧ください。

主な改正点は、第2条第3号に加えていた条文を削除し、第36条の2第8項にマイナンバー制度の法律名と法律番号を加え、第63条の2、第89条、第139条の3に法律番号を加えたものが主な改正点でございます。

議員各位におかれましては、ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

これもマイナンバー制度に関連している条文変更ということでございますけれども、先ほど申しましたように、これから先さまざまな個人情報がひもづけされまして、成り済ましや情報漏えいがあり得ると。そしてまた大いに懸念されることは、今、国の省庁でさえも外国のサイバー攻撃によりましていろいろとホームページが書き換えられたりしております。そういったことを考えますと、やはりこれは国の安全保障上の問題にもつながるのではないかと大変重大な懸念を抱いております。よって、それに向けての1つの条例整備ということでございますので、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

今回の村条例の一部のまた一部を改正するという条例ですけれども、専決処分で行われております条例の中のほんの一部分の言葉を足したり、削ったりということで、その上位法との関連を一致させる条例です。この条例、万が一否決した場合どうなるかということ、上の法律との矛盾が少し生じるということで、国内で異常を来すと同じ法律内でやらなければいけない地方自治も同等の条例を持っておらなければならないという意味から、いろんなサイバーテロやいうことはこのマイナンバー制度が起こる前から当然起こっていたわけでございますので、本条例に関しては全く関係ないということで賛成

討論といたします。

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、西原村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第58号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を、住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）おはようございます。

それでは、議案第58号につきましてご説明いたします。

議案第58号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村介護保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定することとする。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。これに伴い関連する西原村介護保険条例の一部を改正する必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから皆さんにお配りしております西原村介護保険条例の一部を改正する条例案の概要というのを、1枚ものをお配りしていると思いますが、これにより説明をさせていただきたいと思っております。

右のほうの内容のところからですけれども、条例改正の趣旨でございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正が行われます。それに伴いまして申請事項等に個人番号を追加するということになっております。そのため所要の改正を行う必要がございます。それによって今回関係条例の整備を行うというものでございます。

内容ですが、国が行う関係省令の改正内容に準じて西原村介護保険条例を改正するということです。

主な基準省令の改正内容でございますが、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正が基準省令でございますが、個人番号の取得、確認を行うため、介護保険法施行規則に基づく保険料の徴収猶予及び減免の

届け出などの申請事項に個人番号欄を追加するというものでございます。

一部を改正する条例ですが、西原村介護保険条例（平成12年西原村条例第18号）です。1つが第10条第2項第1号のうち第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持をする者の氏名及び住所のうち、「及び住所」の部分で改正するということとなります。矢印で下の欄に変更する部分をアンダーラインでつけておりますが、「及び住所」というのを「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」へ改正するというものでございます。

それから、もう1つ、第11条第2項第1号のうちアンダーライン部分ですが、「及び住所」の部分で「、住所及び個人番号」へ改正するというものでございます。

施行期日は、平成28年1月1日でございます。

以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）田島です。

第10条ですけれども、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類ということで、書類を提出する義務はまず前段で謳われております。その添付書類ということでいろいろ書いてあります中に個人番号というふうに書いてあります。この条文の組み立てからすると個人番号は必ず書かなければいけないということになりますか。というのが、自分に背番号を振られたということに対して大変不愉快な思いをしている村民も多いと思います。こんなものに協力できるかということで、いや、個人番号は書かないと自分が誰であるかというのは免許証、その他いろいろと証明するものはあるということで個人番号は書かないということになった場合にどうなりますか。お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）反対ですか。

○10番議員（田島敬一君）質問です。

○議長（坂梨公介君）質問ですか。

住民課長。

○住民課長（西山春作君）まず、この条例につきましては、介護保険の保険法施行規則でそのようにもなるということに各種といいますか、この減免とか猶予の部分について、その様式自体がもうなるということになっていきますので、うちの条例もそれに伴ってその様式を使うような形になりますから、その様式の中に住所、氏名、個人番号という欄が1つ追加するというような形になりますので、それはそれに沿ってする必要があります。

それから、それは絶対書かなければいけないかということですが、どうしてもということになれば、暫くこちらの方分では今までどおりの各種申請書あたりを自分独自で収集されてしていくというふうになるのかと。様式あたりも今後1月に向けてうちの方で改正をしていくことになるとと思いますが、まず、条例の部分で個人番号のという言葉を追加することになります。以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）先ほど個人的に番号振られるということは大変不愉快であるということで、1つの人権にかかわるといような思いでおられる村民も多いと思います。それと同時に、やはり番号を書いて提出すること、それ自体の行為が番号を自ら進んで提供することでありまして、これは自分の情報を出す、これ自体が非常に危険を伴うものであるというふうに思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂梨公介君）質問ですか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）この個人番号の使用につきましては、先ほどから個人番号利用等の法律に基づいて漏えいとか、そういうまず取り扱いから厳しい制限がなされているということで、当然その職務内で法律で定められた部分でしか利用も出来ない。それから情報の管理については徹底していくということになっておりますので、それが即書いたから危ないということにはつながらないと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今の質疑のやり取りの中でちょっと確認になります。

来年すぐマイナンバー制度が始まるわけでございますけれども、その中で1年期間ぐらい猶予期間が確かあって、この明記の個人番号と住所、氏名及びということで個人番号の書く欄が追加されておるといふふうに理解しておりますけれども、書かなくても別に1年間はいいいいというふうに私理解してましたけれども、書かない場合は今までの通常どおりの、この介護保険に関して申しますと、いろんな所得、1号被保健者ということで保険を納めて恩恵を受ける方のことだと思いますけれども、本人さんが今現行来られてやっておられる状況をそのまま1年間は進むと思うんですけれども、その考え方で間違いありませんか。

ただ、委任状に関して、委任状が本人さんの委任がある場合、本人さんの委任だけでもその委任の確認等が非常にちょっと不安になるところでありますけれども、その辺ちょっと疑問に思いましたので、課長、できますか、回答は。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（西山春作君）まず、申請書の中にこの猶予と減免の分についてその番号が無いということで、今は当然所得とかをする場合は本人からその部分の提出書類をいただくか、または同意書です。本人が自分の収入所得を調べていただいても結構ですというような同意書をいただいているということになります。

期間については、それが即マイナンバーでなければいけないということにはならないと思いますので、併用するというような形になっていくと考えております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

1年ほどの猶予があるかということでございますけれども、それが過ぎたら書かなくてはならなくなるということであるなら、やはりこういったものの徴収猶予を申し出られる方などは、ご本人が行くこともあるかもしれませんけれども、誰かに頼むということもあり得るわけで、間にやはり人間が介在するということになる番号をメモに書いて渡すとか、いろいろそういうことになって、介在している間にやはり漏えいするというようなことにもなりかねないということから、こういったものにまで個人番号を書くというようなことはしなくてもいいのではないかとということで反対いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）賛成討論をいたしますけれども、今回の条例の改正は、その申請書の中に自分のマイナンバー記入欄が一応設けてあるということで、その記入はしなくていい期間というのが1年間は承知しておりますけれども、それ以降も多分そうせざるを得ないような感じがしております。というのは、マイナンバー制度を根本から嫌っておられる方もおられるでしょうし、マイナンバー制度の云々以外に完全に自分たちにはもう番号振られているわけでございますけれども、その番号をまず理解できない方が出てこられとるということで、この条例にそのマイナンバーを申請書の中にうたうという中の条例ですので、その書く書かないはまた別次元のお話ということで、強制的に書けというような改正ではありません。そういった形でこの条例に関しては問題ないということですので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、西原村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(坂梨公介君)起立多数であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第59号、平成27年度西原村一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

内容の説明を、総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)おはようございます。

議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、平成27年度西原村一般会計補正予算(第5号)。

平成27年度西原村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,039万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,565万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容の説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

事項3、土木CADシステムリース料。期間、平成27年度から平成32年度。限度額162万円。年度ごとの支払計画は、平成27年度が8万1,000円、28年度から31年度まで32万4,000円、32年度が24万3,000円となっております。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目5農林水産業費負担金、311万8,000円の増額補正でございます。日向・葉山、医王寺地区ほ場整備事業地元負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、686万9,000円の増額補正でございます。児童通所給付費等サービス費、470万円等でございます。

項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金、739万3,000円の増額補正でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金等でございます。

目7 農林水産業費国庫補助金、1,746万1,000円の増額補正でございます。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、山村活性化支援交付金でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、524万6,000円の増額補正でございます。国民健康保険基盤安定化県負担金、児童通所給付費等サービス費等でございます。

項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金、537万4,000円の増額補正でございます。農業農村整備推進交付金等でございます。

目4 災害復旧費県補助金、645万円の減額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目9 電子計算費、526万6,000円の増額補正でございます。ホームページ更新作業対応支援業務委託料、地方創生先行型分でございます。450万円等でございます。歳入でありました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ交付により計上いたしております。それに伴いまして、当初計上いたしておりました108万円を減額補正をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 障害者福祉費、1,074万5,000円の増額補正でございます。自立支援医療費給付費260万円、児童通所給付費等サービス費940万円等でございます。

13ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目2 児童措置費、385万8,000円の増額補正でございます。広域入所運営費負担金等でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、727万1,000円の増額補正でございます。国民健康保険基盤安定負担金繰出金等でございます。

14ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目10 ほ場整備費、3,005万円の増額補正でございます。ほ場整備事業工事費等でございます。

項3 山村振興費、目2 山村活性化支援事業費、378万9,000円の増額補正でございます。山村振興計画策定地区に対象とした国庫補助事業によりまして、地域農産物資源を活用し、山村地域の雇用や所得の増大を図る取り組みといたしまして、今年度より新設された事業でございます。

15ページをお願いいたします。

款6 商工費、項1 商工費、目2 観光費、322万7,000円の増額補正でございます。萌の里Wi-Fi設置工事費等でございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費、300万円の増額補正

でございます。道路改良事業測量設計委託料でございます。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、253万5,000円の増額補正でございます。工事請負費に140万円、また新年度1年生が3クラスになるため備品購入費といたしまして84万6,000円を計上させていただいております。

16ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目2体育施設費、130万円の増額補正でございます。県民体育祭開催に伴いまして、村民グラウンドEコート北側のフェンスを設置させていただくものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年度農地等災害復旧費、744万8,000円の減額補正でございます。

あと、予備費を2,725万9,000円減額補正をいたしております。

以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えをさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

まず、質問と要望になると思います。

先ほどから言われましたホームページの関係です。これまでは支出の部分でもともと組んであった金額が100万ちょっとですか、今度新しく交付金のおかげで450万円ですか、そういった大規模な改修といいますか、本格的なことが出来ると思います。現在総合体育館等の話も聞きましたけれども、それと同じように表の顔は日置村長ですけれども、ホームページの顔も大事だと思います。やっぱり結構煮詰められるところは煮詰めてやっていただきたいと思います。

14ページですか、山村活性化支援事業等も新しく入ったりして、そういったこともきちんとPRしたり、いろいろやるためには本当に本格的なやつを作るのにおいてきちんと対応してほしいと思って言っています。

それと、要望になると思いますけれども、もともと100万そこそこでは大したものではないと思っています。それが四百何十万円今度来るわけです。村としても来年その分追加等で本当は組まなければいけない予算が要らなくなったということですので、そういった分を村長に要望ですけれども、例えば、先般西口議員が言われた不妊治療等の費用の増額とか、私が前から言っています子育て広場等のもうちょっと支援でそういったことを拡充によって健康までつながることはできないかと思っていますので、そういうところを両方お願いしたいと思います。質問と要望です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）108万の予算ということで当初組まさせていた

だいていましたけれども、このことにつきましては先般来よりも昨年からホームページがちょっと表になる面が弱いんじゃないかということで、リニューアルということで考えております。

今までは職員がずっとホームページあたりをずっと構築しながら更新をしてきたわけですが、この108万円につきましては、業者に依頼して少し改修しようということで予算を上げさせていただいておったわけですが、その年度途中で補助金がつくということになりまして、そのまま延び延びという形ではなく、せつかく予算がつくのであればそれを利用して思い切ってリニューアルということで450万円を出しましたら、そのまま予算化された。国からの補助がついたということで一応ここに上げさせていただいておりますけれども、このリニューアルといいますか、ホームページにつきましては、プロポーザル方式によりましていろんなホームページの顔がございまして、それぞれの業者にプロポーザル方式で新年になってから行っていきたく。先ほど中西議員がおっしゃいましたように、当然ながらそのプロポーザルの審査員には村長の方にもなっていて、村長が自らある程度審査をしていただきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

この中西議員も言われましたこのホームページ、これを大いに刷新していただくというこの予算、大変私も好感しております。

先日、西原村内の観光推進協議会と商工会の合同の懇親会がありまして、そこにインターネットを通じての観光発信といいますか、そういったものをアドバイスする人が来ておられまして言われましたことは、いかにアクセスを上げるかという点でホームページプラスフェイスブック、あるいはツイッター、それプラスまた動画ですね。動きのあるものをいかに組み合わせるかということでアクセスが見違えるようにぐんと上がるということだそうです。

そういったことで、ただ単なるホームページの更新作業ということで終わるのか、それともこういうふうな、要は立体的と申しますか、そういうふうなことも考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども申し上げましたように、前段の予算におきましては、リニューアルということで今までのやつを参考にプラスアルファということでございますけれども、今回はやっぱり大がかりな450万円という大金でございまして、これにつきましては先ほど申し上げましたプロポーザルと。プロポーザルの中にいろんな業者の提案といいますか、ソフト会社の提案がございまして、当然ながら田島議員がおっしゃいましたように、動画あたりも取り組まれたところで西原村の観光をPRするようなシステム

が当然入ってくるかと思っております。

ただ、先ほどのフェイスブックだったりツイッターにつきましては、9月の議会の中でもありましたように、今のところは当面の間はそれについては考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番議員、村上です。

産業課長にちょっとお尋ねです。

ページ数は8ページです。

この前の常任委員会で中身についてはお聞きしましたので、中身については聞きません。いわゆる農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という項目があります。中身についてはもう伺いませんが、この前もお尋ねしましたとおり、西原村においては昭和40年代から山村の第1期、第2期、第3期、新山村特対事業と、特別対策事業です。そうやっていろんな事業に取り組んできたところです。今は山村特対という事業そのものはありません。ですから、私が以前振興局の農村整備課のほうにお尋ねをしまして、山村特対は今どうなったんですかと聞きましたら、このプロジェクト支援交付金という形で今事業をやっておりますと。

特対事業の中にはもうご存じと思いますが、いろんな事業項目があります。例えば、農山漁村の基盤関係から生活安定化からソフトもありますし、いろんな事業もありますが、この前ちらっと話をしましたとおり、下小森あたりの公民館の改修あたりで非常に今何か事業はないかということで困っております。その中で私がこのプロジェクト支援交付金の中身をちょっとのぞいてみましたところ、都市との交流とかいろいろそういう事業項目を若干、昔は多目的交流施設とか多目的集会施設とかそういう名目で山村振興の場合には集会所が建っておりました。けれども知恵を出したらいろんなことができるんじゃないか。その項目というのをもう1回見直して単独事業でやる、そういうことで村の持ち出しをやるんじゃないかと、使える補助金は有効に使って住民のために役立てたいというのが思いでありますので、このプロジェクト支援交付金の中身について産業課長、ちょっとご説明ください。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今回の場合、補正予算を計上しておりますのは、農山村活性化プロジェクト交付金ということで日向・葉山のほ場整備の関係でございます。

私のほうも実施要領の方をちょっと調べましたけれども、それから担当の方にも聞きまして、交流施設といいますが、公民館的な交流施設についてはちょっと厳しいといいますが、最近では小野の方が山村振興ということでコ

コミュニティーセンターの方を設置されていると思いますけれども、農業用機械倉庫とかだったら出来るかもしれないけれども、そちらについてはちょっと厳しいのではないかというようなことでございました。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）厳しいか厳しくないかというのは、それは例えば申請あたりを県に出して、県に出した場合に今度は農政局に提出されると思いますが、それは最終的には国の、いわゆる九州でしたら九州農政局の担当部署がこれについては適合しませんよというのが普通です。だから、知恵を出して、もうそこで自分たちの判断だけじゃなくて、これは該当しないとか該当するとか言うんじゃないで、そういう形でうまく知恵を出したらうまくその事業に当てはまる。全く事業項目が違うということならもう話になりませんが、例えばこの下の農村活性化支援交付金、これはこの前説明がありましたけれども、この中身について、これは甘藷の化粧箱等をつくるとか、いろいろないわゆるソフト事業です。ソフト事業だったら農村活性化支援というならば、きのう西口議員が一般質問で言われたように、うまく言い方、やり方、進め方を変えたら、農村の活性化を支援するということがあったら、そういうソフトにも利用できるんじゃないかなど。いわゆる商工会とか、いろんな団体関係が今まで婚活でも、婚活の話はしませんけれども、やってきたんですけれども、何がネックになっているかというのは、皆さん方がお金がないということも大きなネックだろうと思いますので、確かに村の産業を打ち出すのも1つの手段ではあります。甘藷の化粧箱を作成したりとか。だから、この事業をうまくかみ砕いていろんな事業に当てはめる。このプロジェクト支援交付金もその1つだというふうに思いますので、自分も支援交付金についてもう1回勉強いたしますが、できるだけ頭を柔らかくしていろんな事業の対応に今から役立てていっていただきたいと思います。産業課長の答弁だけ求めまして終わります。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の実施要領の中にも第1の趣旨といたしまして、確かに都市との地域間交流を促進することにより農山漁村の活性化を図るため農山漁村との地域間交流の促進に関する法律により市町村がそういう工夫を生かしてという部分はございますので、その件については再度こちらのほうで調査をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

16ページの教育費、2の教育振興費です。

筆耕料が1万円とあります。これは先日の説明では中学校の校長先生が卒

業証書の名前を書くのを断られたというふうに聞いておりますけれども、これはどういった理由でされたのか。今まではこれが出てきてなかったんですけども、今までの校長先生は自分で書かれたと思いますけれども、その流れを教えてください。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えいたします。

これにつきましては、ほかのちょっと学校にも聞きましたけれども、校長が書かれているところと、あと委託されているところといろいろあるということでございました。今まではうちの学校ではずっと校長が書いていた関係で当初予算には上げておりませんでしたけれども、内容的には当初予算に上げていくような事例であったかと思えます。よろしいですか。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）こういうのは子どもたちにとっては思い出の1枚となります。できれば校長先生に書いていただきたいんですけども、それ以外でしたら担任の先生とかにも書いていただくことを頼まれてはいかがかと思えます。

それと、今回の校長先生が書かれないというのも一つですけども、歴代の校長先生は朝早くからセブンイレブンの前の交差点のほうに立たれて子どもたちの通学を見守っておられました。中学校だけではなく小学校の子どもたちにも声をかけられておられましたけれども、今度の校長先生になられてちょっと見ていないような気がします。教育長、その辺はどういうふうにお話しされていますか。

○議長（坂梨公介君）曾我教育長。

○教育長（曾我敏秀君）全部が全部じゃなかったですけども、校長次第ではあそこの三差路、四差路で指導をしていました。ただ、あそこは児童のほうが多くて、小学生を渡す部分で非常にあったわけです。それとまた、校長、教頭が同時に正門と向こうに立つ時期もありましたので、そりゃ、どっちかはあんた、校舎におんなさいということで、教頭か校長はどちらかは朝一であつても校舎のほうにおるといふことにしております。

今の校長は校門のほうに落ち葉を掃きながら登校、要するに生徒ですから、中学校ですから正門のほうに立っております。向こうのほうには今事務がときどき行っております。以前は事務が正門にありました。校長が向こうにありましたけれども、今は逆に。やはり管理職が学校管理運営等はその校長が仕切っていますので、その校長次第でいろいろ学校の運営、やり方、方針も変わってくるというふうにも思います。

ただ、PTAの方からも今度の校長について、やっぱり風貌が風貌だけに硬いという話もあっておりますが、その辺も申し上げて一斉メールで校長室もいつも開けておりますからどうぞというメールは早くから出しているところ

ろですけれども、今の校長も初任の校長です。天草市の800人いる学校から来ております。管外はこちらの方は初めてでもありますし、またいろんなPTA等でも教育委員さんを通じてそういった話も上がってきておりますので、一応指導はしているところです。ただ、性格はありますけれども、外に向けていくのか、やっぱり学校中のその辺をしっかりと管理していくのか、いろいろやはり時間配分はあると思いますから、いろいろこちらに来てから、まだ2学期がやがて終わろうとしておりますけれども、皆さん方のご指導を受けながら3年間はある予定でありますので、西原でいい思い出なり、そしてまた校長としての能力を積み上げていければというふうに思いますので、どうぞご指導のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませぬか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみませぬ。2点お伺ひします。

予算の中ではページの16、社会教育総務費のALTの借上住宅ということまで上がっております。現在ALTの方がそちらの山河の館の南側に住まわれておられた所を空けるといったこととなりますけれども、確認ですけれども、これは教育委員会の費用で上がっておりますけれども、歳出は。その後のこの施設の利用についてでありますけれども、これは財産の方でいいのか住民課の方でいいのか、ちょっとわかりかねますけれども、経緯的には大体総務の方で、総務福祉常任委員会では少しお話ししたところですが、その辺たんぽぽハウスが今後利用していくということであるのかの確認も含めて答弁願えればと思ひますけれども。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）あそこの建物もかなりの年数が経っておりますけれども、たんぽぽが利用したいということであれば、あの改修のために何らかの補助金が多分あったかなと思ひますので、そういった改修をしながらたんぽぽが手狭であるならば、たんぽぽの方に貸してもいいんじゃないかなというふうに思っております。今のところ決定じゃございませぬので、一応そういうことであればということでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）村長自らご答弁ありがとうございます。

ここが、たんぽぽハウスに通われている方が、やはり宿泊してちょっと夜も面倒見ないかんという障害の方がおられるというお話を聞いておまして、あそこは空かんだらうかという話が、打診が私のところにあっていたところです。出来ますならば、今の現在のたんぽぽハウス、こちら熊本県の補助金をもらって改修されて住まれておりますけれども、今度は障害のある方が今の住宅に一時期だとは思ひますけれども、住ませながら社会復帰に向けた更生をしていくということでもありますので、出来ますならば前回県がいた

だいたと。村もそういう立場、住民課もおりますので、優しい日置村長でありますので、その辺は改修、若干だと思えます。そういった形で障害者のためにしていただければと思っておりますので、前向きな答弁として受け止めてようございますですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）前向きな答弁でございますけれども、あそこにおいでおられる方、障害者の方、いろんな立場、いろんな障害者の方々がおられます。その中でよく頑張っておられるなど。施設長、理事長おられますけれども、うまくやっておられるなどというふうに感心しておるところでもございます。

また、二、三日前の新聞にも載っておりましたように、お歳暮用品ということで発売をなされております。前もって予約すれば何か安いというような話でございますので、そこら辺も議員さんにおかれましても支援するという気持ちでご利用いただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

もう1点でございます。これも複数の課にわたります。

ページは歳出のところの総務課のところになります。交通安全対策費と同じく歳出でこれ産業課になります。道路改良の関係でありますけれども、ページは土木費、道路橋梁費の中の単独事業ということで、委託料が今回上がっておりますけれども、これのちょっと両方にまたがって関連でお伺いしたいと思えます。

交通安全は、対策ということでは総務課の方が所管するわけですがけれども、現在進行している改良事業とかいうことで、道路の改良事業に関しては産業課が所管するわけです。現在進行しております万徳新所線、山西小学校への通学路を含めた歩道の設置がされております。先だっても議会でバスで通っておりますけれども、何気なし通ると車では分かりませんです。村長は多分わかれたと思えますけれども。

補助事業の中で転落防護柵がちょっと切られとるような感じだと思えます。高さが足らなかったのかなと思えますけれども、私の身内も新所のほうで夜間でありましたけれども、あれは高さ五、六十センチしかなかったと思えますけれども、障害を負うような、一命にかかわるような事故が起きております。それと比べると非常に今度は頻度が高い、高さ的にも微妙でありますけれども、一步間違えば道路管理者としての立場をどうのこうのというお話になりゃせんかなという危惧もしておりますので、補助事業でなければ単独ということになります。今発注しておる2件の物件もあります。あの中に昨年されたところは防護柵をつけるという形になると1カ所3,000円程度のコ

アを3mおきに抜いてやるわけです。無駄なコアを抜くわけですが、その辺方針がちょっと部局で考えていただいて、先行してつけるという方向性を出せば、今回の物件から少し穴を開けておけるんじゃないかという思いもあります。やはり横のお話し合いが足りなかったのか、保護者とか住民から要望があつてからつけようと思っておられたのか、その辺は定かじゃありませんけれども、補助事業で切られてつけてないということでもありますので、これは村長に聞いたほうがよかでしょうね、村長、今後の方針をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）おっしゃるのは防護柵を作ったらどうかというお話であるかと思います。

たぶん防護柵の高さが2m以上には付けなければならないというふうになっているかと思います。ということで、2mは足らんということで、当初からそういった計画がされなかったということでございます。いつか宮田議員には言ったかなと思いますけれども、やはりあそこは2mなくても1m七、八十はありゃせんかということで付くと危ないなということは認識をしておりますので、今おっしゃったのは、今やっておる工事にはスリーブあたりを入れて穴を開けておくのはどうだろうかということでございます。そういうことは可能でございます。スリーブ入れるだけありますので。ただ、あれが2mピッチでいきますので、どこからでもここからでもはいかんところがございます。往々にしてあれをずっと追っていくと、穴をまた全部開けないかんというようなことも考えられますので、そこら辺は施工業者にちゃんとした基準を、スタートをちゃんと作って、それから2mから2m測るんじゃなくして、2mから4mというやり方で測れば、そう間違いはないかろうかなというふうに思いますので、それは産業課長おりますけれども、そういった指導をしていただいて、今やっているところについてはコアをスリーブ入れて穴を開けておくその後でいいんじゃないかなと。最終的には全てが出来上がった時点で一発で防護柵を付けるならばというふうに思っております。

追加でつけますと今いろんなチョコチョコつけちゃいかんと思いますので、全てができた時点で防護柵を付けるならばというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、平成27年度西原村一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

11時35分から再開、30分でいいですか。10分間でいいですか。なら11時30分から再開します。

（午前11時19分）

（午前11時29分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第60号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第60号につきましてご説明いたします。

議案第60号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,262万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,634万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページになりますけれども、6ページの歳入予算でございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に726万9,000円の増額補正でございます。これは本年度国・県への申請額が当初見込みより増加したため国民健康保険基盤安定繰入金が619万4,000円の増額補正。また、財政安定化支援繰入金が162万2,000円の増額補正などでございます。

款10諸収入、項2雑入、目3雑入に535万5,000円の増額補正でございます。これは熊本県国民健康保険団体連合会で審査支払手数料を原資に積み立てられておりました積立金を取り崩し、県内保険者に返還されるため増額するものでございます。

7ページの歳出予算でございます。

中ほどの款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、これに1,700万円の増額補正をしております。これは一般被保険者高額療養費の支払実績が当初見込みを上回り、予算不足が見込まれるため増額するものでございます。

款2 保険給付費、項2 出産育児諸費、目1 出産育児一時金に168万円の増額補正をしております。これは今後の出産予定者を見込むと当初予算では不足するため、その不足分の増額でございます。

8 ページでございますが、款12 予備費、項1 予備費、目1 予備費から財源として723万7,000円の減額補正をしております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、平成27年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第61号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）それでは、議案第61号につきましてご説明をいたします。

議案第61号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,146万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページになります。6 ページの歳入予算でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、こちらは43万8,000円の減額補正をしております。これは阿蘇広域行政事務組合の介護認定審査会事務負担金の減額に伴う減額補正でございます。

続きまして、7ページの歳出予算でございます。

款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費、こちらに190万円の増額補正をしております。これは高額介護サービス費が当初の見込み以上であるため、不足すると思われる分の増額補正でございます。

それから、項の4、特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費には410万円の増額補正をしております。これは特定入所者介護サービス費が当初見込み以上であるため、不足分の増額補正でございます。

あとは財源としまして、予備費から601万3,000円の減額補正をしております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、平成27年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第62号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 西山春作君 登壇 説明）

○住民課長（西山春作君）議案第62号につきましてご説明いたします。

議案第62号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万9,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,929万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主要内容についてご説明いたします。

6ページになります。6ページの歳入予算でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金、73万9,000円の減額補正でございます。後期高齢者医療広域連合で算定しました保険基盤安定繰入金額の確定によります減額補正でございます。

目3療養給付費繰入金、205万3,000円の増額補正でございます。こちらも後期高齢者医療広域連合で算定しました医療給付費負担金の額の確定によります増額補正でございます。

7ページの歳出予算でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、こちらに131万6,000円の増額補正をしております。こちらも保険基盤安定負担金の額の確定及び後期高齢者医療療養給付費負担金の確定に伴う増額補正でございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、平成27年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第63号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第63号について説明いたします。

議案第63号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,026万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましては、6ページをお願いいたします。

歳入の補正はございません。歳出でございます。

6ページの歳出には、業務費を27万8,000円増額補正いたしております。予備費を27万8,000円減額補正いたしております。

支出の目業務費、節の4共済費につきましては、担当職員の共済制度の改正に伴います補正でございます。

節の9旅費に7万円の増額補正につきましては、職員が現在水道協会主催の水道技術管理者資格取得講習会の方におきまして、福岡の研修が終わりまして、今後熊本市水道局での研修と佐賀県の東部水道企業団での実務研修があるため、そのための増額補正でございます。

節13委託費につきましては、現在検針をいただいている方が本年度で辞退したいとの申し出がありまして、来年度よりシルバー人材のほうにお願いするなりということで、シルバー人材の方からメーター検針の助手として、今後あと2回分検針を同行していただくということで、検針の半額でございます19万8,000円を増額補正いたしております。

目、予備費を27万8,000円減額補正いたしております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、平成27年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

日程第9、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いてを議題とします。

これにつきまして、総務課長より朗読いたします。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 朗読)

○総務課長(泉田元宏君) 諮問第2号についてご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成27年12月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、内田久子。

生年月日、昭和31年7月6日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字布田1891番地2。

提案理由。

人権擁護委員、須藤文代氏が平成28年3月31日に任期満了となるため、新たに内田久子氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) ただいま総務課長の朗読が終わりましたが、執行部に何かお尋ねはありませんか。

(「ありません」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、内田久子氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、内田久子氏を適任とすることに決定します。

日程第10、組合議会報告を行います。

組合議員からの報告がございましたらお願いします。

9番、宮田議員。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 報告)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会の報告をいたします。

本年11月25日、26日の両日、兵庫県の川西市と同じく兵庫県の朝来市のクリーンセンターの施設を研修してきております。この2施設の建設に至るまでの経緯並びに用地取得に係る方法、手法、用地の選定方法等の研修をしてきたところであります。

初日の国崎クリーンセンターというのは、兵庫県と大阪府、府県をまたがっての広域で行っている施設でございます。それと南但広域行政事務組合ということで、南但のクリーンセンターは2市ではありますけれども、旧合併

前の8町の方がそれぞれの市に4町ずつが合併してこの広域を行っておりました。現在、益城町、嘉島町、西原村の益城クリーンセンターの方も現在熊本中央広域ということで、その他上益城郡の残りの3町を含めて協議に入っているところでございます。その中の議論している点につきまして、向こうに行きまして意見を拝聴したところです。その意見を十分参考にしながら今回臨んでおるわけでございますけれども、中央広域の方も先月、11月20日に第3回の協議会が行われております。今度12月24日、その第3回目の協議会のやり直しという形で第4回目を行うわけでございますけれども、そこに向けて参考にしたいということでもありますけれども、嘉島町と益城町、西原村、今の現況のクリーンセンターの方は組合議会として統一見解を出して迎えたいと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第11、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申出書についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。

事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査申出書について、承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定します。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成27年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 坂 梨 公 介

4 番議員 西 口 義 充

5 番議員 上 野 正 博